《　出生届を提出された人へ　》

R7.4.1現在

出生届を提出したことにより出生児を住民登録します。
※ 子どもの予防的支援事業（児童の健全な育成及び予防的支援の取り組み）を行うために子育て支援課に個人情報を提供しますが、目的外には利用しません。

出生届の提出後、出生児のマイナンバーの通知や証明書の取得については次のようになります。必要に応じて役場2階住民課またはマイ・フローラ南交流センターで証明書の請求等をしてください。

●出生児のマイナンバー（個人番号）等について

マイナンバー

出生児のマイナンバーは、国に代わって事務を行う機関が発行する「個人番号通知書」で通知されます。個人番号通知書は、出生児が住民登録されてから3週間程度後に、住民票の住所の世帯主宛に簡易書留で郵送されます。ただし、個人番号通知書はマイナンバーを証明する書類としては使用することはできません。すぐにマイナンバーを確認するには、同じ世帯の人か親権者が、窓口（役場2階住民課・マイ・フローラ南交流センター・つばき館）でマイナンバーを記載した住民票の写しを請求してください。（住民票の写しの発行は有料です）

マイナンバーカード

出生届の提出と同時に出生児のマイナンバーカードを申請すると、特急発行の対象になり一週間程度でマイナンバーカードを作成できます。健康保険証として利用する等すぐに出生児のマイナンバーカードを作りたい人は、出生届を提出するときに特急発行の方法を住民課にお問い合わせください。

※自治体を通して申請したときのみ特急発行できます。

※ １歳未満の人のマイナンバーカードは特急発行することができますが、出生届の提出と別に特急発行を申請する場合、お子さんの来庁や本人確認書類の提示が必要になるためご注意ください。詳しくはホームページをご覧になるか住民課にお問い合わせください。

※親権者（親等）が申請してください。

※1歳未満のお子さんは顔写真のないマイナンバーカードが作成されます。

●出生児の証明書の取得は

以下の表の日から窓口で出生児の証明書が取得できます。

住民票の写し・住民票記載事項証明書

出生児の住所を府中町にした場合、窓口で住民票が取得可能になる日は、出生届の提出先によって異なります。

① 平日午前8時30分～午後5時15分に府中町役場2階住民課またはマイ・フローラ南交流センターに提出したとき
　↳ 処理が終了次第、住民票が取得できます。

② 土日祝日や夜間に府中町役場1階入口受付に提出したとき
　↳ 次の開庁日に処理します。処理が終了次第、取得できます。

③ 他の市区町村の窓口に提出したとき
　↳ 受け付けた市区町村で処理した後、府中町に通知されます。通知が届いてから府中町で処理をするため、取得できるようになるまで1週間程度かかります。詳しくは住民課にお問い合わせください。

戸籍全部事項証明書・戸籍個人事項証明書

出生届を受け付けた市区町村で処理した後、本籍地の市区町村に通知します。通知が届いてから処理をするため、取得できるようになるまで2週間程度かかります。
詳しくは住民課にお問い合わせください。

●コンビニ交付の利用は

コンビニ交付を利用して出生児の記載された証明書が取得できるのは、上記の窓口で証明書が取得可能になる日の翌日午前9時からです（戸籍の証明書は次の平日の午前9時から）
それまでにコンビニ交付を利用すると、実際とは異なる内容で証明書が発行される場合があるので、利用する日時には注意してください。
また、出生児のマイナンバーが記載された住民票の写しは、コンビニ交付が利用可能になる日の翌日以降発行できます。
詳しくは住民課にお問い合わせください。

【住民課またはマイ･フローラ南交流センターで必要となる手続き等のお問い合わせ先】

府中町　町民生活部　住民課　電話(082)286−3151
〒735−8686　広島県安芸郡府中町大通三丁目5番1号

マイ･フローラ南交流センター　電話(082)286−3251
〒735−0025　広島県安芸郡府中町鹿籠一丁目21番3号

※裏面もご覧ください※

R7.4.1現在

その他、府中町には乳幼児の制度等として次の一覧のようなものがあります。

府中町ホームページ「出生届の提出に伴う手続き」▶

マイ・フローラ南交流センターでは次の手続きが可能です。一覧の該当の手続きの「役場窓口」部分を「マイ・フローラ南交流センター」に読み替えてください。

【マイ・フローラ南交流センターで手続きができるもの】
- 児童手当の申請
- 子ども医療の申請
- 国民健康保険の加入手続き

【マイ・フローラ南交流センターで手続きできる申請のお問い合わせ先】
マイ・フローラ南交流センター　電話(082)286－3251
〒735－0025　広島県安芸郡府中町鹿籠一丁目21番3号

※府中南交流センターにマイ・フローラ南交流センターの愛称がつきました。

.

府中町には乳幼児の制度等として次のようなものがあります。
申請を行わないと手当等の給付が受けられない制度があります。必ずご自身でも確認をお願いします。
（詳しくはそれぞれの担当課・係・担当へお問い合わせください。）
府中町役場：〒735-8686　広島県安芸郡府中町大通三丁目５番１号　（０８２）２８６－３１１１

◆子ども医療・児童手当の申請、保育所等の問い合わせについて

☑欄	各種制度等	手　続　方　法　等	担当課・係	役場窓口
□	子ども医療の申請について	●中学3年生までの医療費の、一部または全部を助成する制度があります。出生の日から14日以内に申請をしてください。 ※申請が遅れた場合、申請日からの審査になります。 [必要なもの] 1. 申請者と同居の人全員の 個人番号確認書類、本人確認書類	子育て支援課 こども家庭係 （286-3163）	2階 ④番
□	児童手当の申請について	●高校生年代までの児童を養育している人に、児童手当が支給されます。出生届を提出した後、出生の日の翌日から15日以内に子育て支援課で申請をしてください。（申請が遅れると、遅れた期間の手当を支給できない場合があります） ※請求者が公務員の場合は勤務先で手続きをしてください。 [必要なもの] 1. 請求者名義の振込先口座がわかるもの（通帳等） ※後日提出可 2. 健康保険の資格確認書または資格情報のお知らせ（私立学校教職員以外の共済組合の人） ※後日提出可 3. 請求者と配偶者の個人番号確認書類、本人確認書類 ※マイナポータルで事前登録した公金受取口座を利用する場合は、通帳等は不要です。 ※その他、状況に応じて必要な書類の提出をお願いすることがあります。		
□	認可保育所・認定こども園（保育部分）の入所を考えられているとき	●入所状況は時期によって異なります。また、手続きに必要なものも家庭の状況等によって異なるので、申し込みをする前にあらかじめお問い合わせください。	子育て支援課 保育係 （286-3168）	2階 ⑤番

次のページへ続きます

府中町ホームページ「出生届の提出に伴う手続き」▶ R7.4.1現在

◆府中町の国民健康保険に加入するとき、府中町国民健康保険に加入している人の出産育児一時金について

☑欄	各種制度等	手　続　方　法　等	担当課・係	役場窓口
□	国民健康保険の加入について	●家族全員が府中町の国民健康保険に加入している場合など、出生児が他の健康保険(会社の健康保険等)に加入しない場合は、出生届を提出した後、出生から14日以内に保険年金課で加入手続きをしてください。 ※資格確認書は世帯主の住所に郵送されます。当日、窓口での受け取りを希望する場合は、同じ世帯の人が顔写真付きの公的機関発行の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等)をお持ちになり、保険年金課にお問い合わせください。	保険年金課 国民健康 保険係 (286-3236)	2階 ⑨番
□	出産育児一時金(国民健康保険)の請求について ※府中町国民健康保険以外の人は、加入している健康保険にお問い合わせください。	●府中町国民健康保険に加入している人が出産したときは、出産育児一時金として50万円が支給されます。(産科医療補償制度対象外の場合は48万8千円) 原則として、直接支払制度により役場での申請は必要ありませんが、以下の場合は出生届を提出した後、保険年金課での申請が必要になります。 〇直接支払制度を利用して、出産費用が出産育児一時金の支給額未満だった場合 〇直接支払制度を利用しなかった場合 [必要なもの] 1. 支払明細書 2. 領収書(直接支払制度を利用しなかった時) 3. 直接支払制度の合意に関する文書 4. 世帯主の金融機関の口座番号がわかるもの(通帳等) ※直接支払制度とは、出産する人が医療機関で直接支払制度利用の合意をすることで、出産費用のうち、出産育児一時金支給額との差額だけを支払い、出産育児一時金は保険者〔府中町〕が医療機関に直接支払う制度です。		

◆予防接種について、乳幼児健康相談等について、入院が必要なとき

☑欄	各種制度等	手　続　方　法　等	担当課・係	役場窓口
□	予防接種について	●予防接種は医療機関で実施しています。 「予防接種手帳」で予防接種の種類、対象年齢をご確認ください。 予診票は、「予防接種手帳」に綴ってあります。詳細は健康推進課までお問い合わせください。	健康推進課 健康相談係 (286-3255)	浜田本町5番25号 福寿館内
□	乳幼児健康相談等について	●乳幼児の健康相談・教室を実施しています。詳細は、広報ふちゅう・ホームページでお知らせします。 ●保健師・助産師が産後2週間・4週間頃に産後コール(電話)や、赤ちゃん訪問を行い、健康相談や助言を行います。母子健康手帳別冊の中の「出生連絡票(ハガキ)」を住民課または子育て支援課に提出(または郵送)してください。 ●妊婦支援給付金2回目(胎児一人あたり現金5万円)は、生後2ヶ月頃の赤ちゃん訪問時に申請手続きを行います。	子育て支援課 母子保健係 (286-3258)	
□	入院が必要なとき (養育医療の申請について)	●体重が少なめに生まれたり、生活するのに困難な症状があり、指定医院の医師が入院して治療する必要があると認めた乳児の医療費の一部を公費負担する、未熟児養育医療の制度があります。出生届を提出した後、治療開始日から1ヶ月以内に子育て支援課で申請をしてください。 [必要なもの] 1. 養育医療意見書 2. 乳児の氏名が記載されている健康保険の資格確認書または資格情報のお知らせ ※後日提出可 3. 申請者と同居の人全員の個人番号確認書類、本人確認書類	子育て支援課 こども家庭係 (286-3163)	2階 ④番

裏面へ続きます

R7.4.1現在

◆ひとり親家庭等のとき

☑欄	各種制度等	手　続　方　法　等	担当課・係	役場窓口
□	ひとり親家庭等医療の申請について	●ひとり親家庭等の場合、児童と父または母等の医療費を助成する制度があります。出生届を提出した後、出生の日から14日以内子育て支援課で申請をしてください。 ※同居者の所得等について制限があります。申請が遅れた場合、申請日からの審査になります。 ［必要なもの］ 1. 申請者と同居の人全員の個人番号確認書類、本人確認書類 ※対象者が年金を受給しているときは、年金証書または戸籍謄本が必要になる場合があるため、子育て支援課にお問い合わせください。	子育て支援課 こども家庭係 （286-3163）	２階 ④番
□	児童扶養手当の申請について	●ひとり親家庭等の場合、児童の父・母または養育者に児童扶養手当が支給されます。出生届を提出した後、子育て支援課で申請をしてください。 必要なものは家庭状況等によって異なるので、あらかじめ子育て支援課にお問い合わせください。 ※父・母または養育者並びに扶養義務者の所得等について制限があります。		
□	上下水道料金の助成・減免について	●ひとり親世帯の水道料金・下水道使用料の基本料金等相当額を助成（減免）する制度があります。出生届を提出した後、環境課で申請手続きをしてください。 ※父・母または扶養義務者の所得等について制限があります。 ［必要なもの］ 1. 水道番号のわかるもの（領収書、ご使用水量のお知らせ等） 2. 対象者であることを証明する書類（ひとり親家庭等医療受給者証、児童扶養手当証書等） ※過去1～2年以内に転入した人は、以前の住所地自治体が発行した住民税課税台帳記載事項証明書等の所得及び控除額を証明する書類が必要となる場合があるので、環境課にお問い合わせください。	環境課 環境衛生係 （286-3242）	１階